

平成 31 年 2 月 12 日

内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦 殿
厚 生 労 働 大 臣 根 本 匠 殿
国家公安委員会委員長 山本 順三 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・性犯罪
をなくす会 代表理事 後藤 啓二(弁護士)

続発する児童相談所が案件を抱え込み、救えるはずの命を救えなかった虐待死
事件の再発防止のため、児童相談所、市町村、警察が全件情報共有し連携して
活動することを求める緊急要望書

1 本年1月千葉県野田市で虐待死させられた心愛さんは確実に救うことができた命でした。千葉県の児童相談所が一時保護した後に案件を抱え込まず警察と密接に連携していれば、最悪でも、長期間欠席という危険な兆候を直ちに警察に連絡していれば、警察官が直ちに家庭訪問し、衰弱した心愛さんを発見し、救うことができました。児童相談所の人員や予算が少ないこと、法律上の権限がないことが原因ではありません。児童相談所の親の意向に反して怒られる、トラブルになることを恐れる保身の体質と、警察との情報共有と連携を拒否する閉鎖的な体質が心愛さんの命を救うことができなかった最大の原因です。

昨年の東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件、本年の千葉県野田市心愛さん虐待死事件と、児童相談所の親を恐れるあまり毅然と対応しない保身ともいうべき体質と警察等他機関との連携を拒否し案件を抱え込む体質から、救えるはずの子どもの命を救えない事件が続発していますが、同様の事件は、東京都(足立区玲空斗ちゃん事件、葛飾区愛羅ちゃん事件等)、千葉県(市原市賢大ちゃん事件、柏市蒼志ちゃん事件等)など全国で以前から何度も繰り返し起こっています。

私どもは一昨年9月、千葉県を訪問し、担当課長等と児童相談所と市町村、警察との情報共有と連携した活動をしていただくようお願いしましたが、無視されたままで、このような事件が起きました。さらに、私どもは昨年6月、

東京都目黒区結愛ちゃん虐待死事件を受け、「結愛ちゃんの命を無にしないためにも、児童相談所と警察が全件情報共有し連携して活動することを定める法改正の実現を求める要望書」を安倍総理大臣あてに提出しました。しかし、私どもの要望は国にも受け入れられず、昨年 7 月 20 日に取りまとめられた政府の緊急対策では、児童相談所と警察との情報共有の対象はごく一部に限られてしまいました(一部に限定したことなど本政府の緊急対策の問題点については添付資料 1 ご参照)。千葉県が、あるいは国が私どもの要望を受け入れていただき、児童相談所、市町村と警察が全件共有し連携した活動を行っていれば心愛さんはかくも残酷に死に至らしめられることはありませんでした。

児童相談所が知りながら虐待死を防げなかった事件は218件にも上り(平成15年7月から28年度末)、これらの事件の多くで児童相談所は警察と情報共有していません。千葉県、東京都等多くの児童相談所は警察にごく一部の案件しか知らせません。1回や2回の家庭訪問で正確な虐待リスクの判断など不可能なことは明らかなですが、これらの児童相談所は、1回や2回の家庭訪問で「この案件は虐待ではない、あるいは緊急性は低く警察と連携する必要はない」と軽信し、ほとんどの案件を警察に知らせず、案件を抱え込みます。そして、彼らが「虐待でない」「緊急性が低い」と判断し警察に知らせなかった多くの事案で虐待死が多発しています(東京都葛飾区愛羅ちゃん事件、足立区玲空斗ちゃん事件、千葉縣市原市賢大ちゃん事件等多数)。警察と情報共有し連携して活動していれば、多くの子どもたちの命を救うことができました。高知県や大分県などは自県で起こった虐待死事件を教訓として直ちに警察等関係機関との全件情報共有と連携しての活動に取り組みました。しかし、東京都や千葉県など多くの自治体では何度同じ虐待死事件を引き起こしても、私どもの要望を拒否し続けています。極めて甘く虐待リスクを判断し、他機関と連携しないという取組のままだと、東京都、千葉県など多くの自治体では児童相談所が関与しながら救えるはずの子どもの命が救えない事件がいつまでもなくなりません。なお、アメリカやイギリスでは、児童相談所と警察とで全件情報共有と連携した活動が当然になされています。

以上のような、東京都、千葉県等多くの児童相談所の業務の実態、すなわち、通報された案件につき虐待リスクを極めて甘く判断し警察等他機関と情報共有

せず早期に対応を打ち切る、あるいは親を恐れて親に屈し子どもを危険にさらす対応を続ける等の業務の実態や警察等他機関と情報共有すら拒む閉鎖的な体質をこのままにしていれば、いくら職員を増員しても何も変わりません。また、このような事件が後を絶たないのは職員の専門的知識の不足が原因ではありません。東京都や千葉県の児童相談所が、子どもに明らかに危険だと一般人でも分かる行為(面会拒否されたにもかかわらず警察に連絡もせず放置する、危険な親だと分かっているながら一時保護を解除して子どもを家に戻してしまう、その後一度も家庭訪問しないなど)を行うのは、親に怒られたくない、親の意向に逆らって怒鳴られたくないという心理からで(これは警察官でない一般の公務員である児童相談所(教育委員会、学校も含め)職員にとって無理からぬことと思料します)、親に毅然とした対応を求めるのは酷で無理を強いるものです。したがって、児童相談所に単独で対応させていては、職員をどんなに増員しようが、いくら研修をしようが何も変わりません。児童相談所に案件を抱え込ませず、外部の機関と一緒に業務を行わせる、彼らの業務実態を外部から可視化する、すなわち警察等関係機関と全件情報共有し連携して対応する制度とし、情報公開も進めることによってのみ、子どもたちの命を救うことができるようになるのです。

また、不登校事案の中には平成 16 年の岸和田市中学生餓死寸前事件、平成 17 年の福岡市女兒 18 年間監禁事件、平成 30 年の大阪府寝屋川市女兒 20 数年間監禁衰弱死事件など親が虐待・監禁していた事案も少なくなく、ましてや被虐待児である心愛さんの長期欠席は極めて危険な兆候であるにもかかわらず、学校、児童相談所は自ら心愛さんの安否を確認することもなく、警察にも連絡していませんでした。学校の案件を抱え込む体質も極めて深刻で、子どもに危険な兆候が見受けられる場合には直ちに警察に連絡しなければいつまでも多くの子どもを救うことができません。また、学校から児童相談所に連絡しても千葉県野田市心愛さん虐待死事件における千葉県の児童相談所のように適切に対応しないことが多いことから、学校からは警察に連絡することが必要不可欠です。

2 私どもは、平成 26 年から日本ユニセフ協会と全国犯罪被害者の会(あすの会)を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、

東京都看護協会、全日本私立幼稚園連合会、全日本教職員連盟、東京都小学校PTA 協議会等多数のご賛同を得て(添付資料 2 ご参照)、児童相談所と警察との全件情報共有と連携した活動を義務付ける法改正を主要な柱とする「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施しております。平成 27 年 12 月と平成 29 年 2 月に、約 3 万 5 千人の署名とともに法改正を求める要望書を安倍内閣総理大臣宛に提出しました。本要望書が国への 4 度目の要望書となります。

それと併せて、子どもは多くの自治体を訪問し、知事や市長その他の担当職員とお会いして、要望書を提出して、児童相談所と市町村、警察との全件情報共有と連携しての活動に取り組むよう要望してまいりました。その結果、私どもの要望を受けいれていただき、茨城県、愛知県、埼玉県、大阪府、岩手県、神奈川県、名古屋市、明石市(本年 4 月から児相設置予定)では、児童相談所と警察との全件共有の上連携した活動を実施していただいております(岐阜県には直接要望していないにもかかわらず実施していただき、私どもの要望活動以前から高知県、大分県、広島県では実施されております。)。さらに、現時点で多くの自治体で前向きにご検討いただいております、近々数自治体で実現される見込みです。全国的に全件情報共有と連携した活動は実現されつつあります。

3 平成 28 年、第 190 会国会において、児童福祉法・児童虐待防止法の改正案に

児童相談所と警察との全件情報共有と連携しての活動を義務付ける規定を盛り込んでいただくよう厚生労働省、警察庁の幹部と面談し強く働きかけましたが、両省庁の反対で盛り込まれませんでした。しかし、各党に訴えた結果、同年 5 月、参議院厚生労働委員会において、次のとおり附帯決議をつけていただきました。

「児童虐待は刑事事件に発展する危険性を有しており、児童相談所と警察等関係機関が連携した対応を行うことが重要であることから、児童虐待案件に関する情報が漏れなく確実に共有されるよう必要な検討を行うとともに、より緊密かつ的確な情報共有が可能となるよう児童相談所の体制の強化についても検討すること。」

平成 29 年にも同様の活動を行いました。やはり、厚生労働省、警察庁の理

解が得られず、改正案には盛り込まれませんでした。しかし、衆議院厚生労働委員会で、次の附帯決議がつけられました。

「児童虐待対応が必要な家庭に関する情報について、児童相談所と警察や医療機関等が全件共有できるよう必要な検討を行うとともに、転居時の対応や今後の政策立案にも活用すること」

上記国会の附帯決議のとおり、情報共有の対象は一部ではなく、全件の情報共有が必要です。現実には、虐待死は「緊急性が低い」「虐待ではない」と児童相談所が軽信した事案で多く発生しています。一度や二度家庭訪問しただけで正確な虐待リスクの判定は神ならぬ人間の身で不可能ですが、児童相談所は多くの事案で親の言い分をうのみに「外傷がない、あるいは外傷はあるが緊急性は低く警察との連携は必要ない」と軽信し警察に情報提供も連携しての活動もせず、みすみす虐待死に至らしめています。情報共有の範囲を去年の政府の緊急対策のように「外傷がある事案」、あるいは「緊急性が高い」などと判断した案件に限ることは極めて危険です。情報共有の範囲を限定することは関係機関が連携して守られる子どもの範囲を限定することです。上記国会の附帯決議のとおり、全件情報共有と連携しての活動を行うことにより、多くの情報入手と家庭訪問も頻繁に行えることとなり、子どもの安否確認と親への指導支援がより効果的に行うことができ、虐待を抑止し子どもを守ることができるのです。

4 以上のとおり、厚生労働省と警察庁が私どもの要望を受け入れ、国会の附帯決議に従っていれば、また先進的な自治体の取組を優れた取組と認めさえすれば(なぜ認めないのか全く理解不能です)、心愛さん、結愛ちゃんはじめ多くの子どもたちを救うことができました。このまま役所の不作為を続けることは許されません。児童相談所が警察への情報提供を拒み連携もしないままでは、いつまでも同様の事件が続くだけです。そこで、下記のとおり次期国会で児童福祉法・児童虐待防止法を改正していただくとともに、緊急に児童相談所が案件を抱え込んで救えるはずの子どもの命が救えないことのないよう下記につき政府の緊急対策として速やかに決定し、自治体にご指示いただきますようお願い申し上げます。

(政府の緊急対策一直ちに決定)

- ① 児童相談所は、把握しているすべての虐待案件について警察に情報を提供する。特に、親が面会拒否、転居して所在不明、通報先不明、子どもに傷(虐待によるものと判明していないものを含む)やネグレクト、性的虐待の疑いが認められる場合等子どもに危険が生じる恐れがある場合には直ちに警察に通報する。
- ② 警察は、自ら把握した虐待案件及び前項により児相から提供を受けた虐待案件に係る情報を本部通信指令室のデータベース及び虐待家庭の所在地を管轄する警察署において登録し、虐待家庭に係る 110 番通報その他の情報提供がなされた場合、DV 事案への対応、巡回連絡等の場合、家出・深夜はいかいの子どもを保護する場合などにおいて、対応する警察官が虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認・保護、親への指導支援など適切に対応できるよう措置する。
- ③ 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児、不登校・長期間欠席等の事案について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在・安否を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合、虐待が懸念される子どもの欠席が続く場合等子どもの安全が懸念される場合には、直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。また、学校は児童生徒が虐待を受けている疑いがあると認めたときは直ちに警察に通報するものとする。
- ④ 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。
- ⑤ 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。
- ⑥ 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、直ちに動くことのできる機

関(警察であることが多いと思われる)が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが・衰弱等が認められる場合には直ちに保護するという仕組みを整備する。また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有する仕組みを整備する。(都道府県には各市町村に⑥につきご指導していただくようお願いいたします。)

⑦児童相談所と市町村、警察、学校、病院、保健所等の関係機関は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し常に情報を共有しつつ子どもの安否確認と親への指導・支援を行うことにより、虐待の継続・エスカレートを防ぐ。

(次期国会での児童福祉法・児童虐待防止法の改正)

1 児童相談所長は、把握する虐待及び虐待の疑いのある案件について、当該案件の児童の現在地の警察署長に通報するものとする。

2 前項の案件のうち、面会拒否、威嚇的言動をする、過去に虐待歴がある、通報された家庭の所在が不明等子どもの安否を緊急に確認する必要がある事案については直ちに通報するものとする。

3 市町村、学校は、所在不明の未就学児童、健康診査未受診乳幼児、不登校・長期間欠席等の事案について、関係部局間及び転出先の市町村、児童相談所との間で必ず情報共有を行うとともに、これらの子どもの所在・安否を調査し、その安全を目視で確認しなければならない。保護者が面会拒否する場合、虐待が懸念される子どもの欠席が続く場合等子どもの安全が懸念される場合には、直ちに警察に発見・保護を要請するものとする。

4 児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。

5 児童相談所は、一時保護等を解除し、保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、その後も関係機関が連携して適切

な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。

6 市町村に設置される要保護児童地域対策協議会の実務者レベルの会議に警察を構成員とし、その場で虐待案件につきもれなく部内関係各課及び警察、教育委員会を含む関係機関と情報共有を図った上、面会拒否、威嚇的言動、DV その他の暴力事案、同居男の出現、長期間欠席、健診未受診等の危険な兆候が見られた場合には直ちにその情報を関係機関で共有し、警察が直ちに家庭訪問し子どもの安否を確認し、けが、衰弱等が認められる場合には直ちに保護することとする。

また、その他の案件についても、事案の危険性に応じて関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行い、その状況も関係機関で共有することとする。

7 児童相談所、市町村、都道府県警察、都道府県教育委員会その他の関係機関は、虐待され、又はその疑いのある児童の安全確認、保護者への指導・支援、一時保護の実施及びその解除その他の児童の保護を行うに当たっては、児童の安全確保に万全が図られるよう、相互に情報共有と連携を図りながら協力しなければならない。

8 虐待の通告先として警察を追加する。

上記 8 は、住民等からの虐待通報は児童相談所と警察にほぼ同数寄せられており、大都市では警察への通報が過半数を超え、中でも「近隣の住民」からの通報は児童相談所よりも圧倒的に警察に寄せられている実態にあることから、児童虐待防止法に規定する虐待の通報先として警察を追加することが必要と思料するものです(イギリス、アメリカ、韓国などで規定されています)。

警察に寄せられた虐待通報は警察から児童相談所に全件情報提供されていますので、既に半数は共有されています。しかし、児童相談所は自らに寄せられた通報案件について警察にごく一部を除いては情報提供しないことから、多くの虐待家庭を警察は把握することができないままです。児童相談所が把握している虐待家庭や被虐待児に警察が 110 番等を受け対応する機会は多くありますが、児童相談所から虐待家庭を知らされない現状では、警察官がせっかく対応してもそれに気づかず虐待を見逃し、また通報先の家庭の所在が分からないまま必要な保護ができないことが常態化し、最悪虐待死を防げなかった事件も起

こっています(東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、埼玉県三郷市健太ちゃん虐待事件など)。また、児童相談所から情報提供された虐待家庭につき警察が対応した場合には、その状況は児童相談所に報告しますので、児童相談所は自ら得ることのできない虐待家庭の情報を得られることとなり、一時保護等処遇の適正化に資することになります。児童相談所にとって本来歓迎すべきことなのですが、現在は、児童相談が自らそのような有益な情報の入手を拒否している状況です。

なお、都道府県ごとに児童相談所と警察との間で共通データベースを設けることにより情報共有を常時、効率的に行うことができ、それらを全国システムに発展させることにより対象家庭が住民票を残したまま転居してしまう事例などの調査・発見活動にも資することになりますので、将来的には共通データベースの構築により全国的なシステム整備が必要です。言うまでもありませんが、厚労省と警察庁が縦割りでなく、共通のシステムとして整備することが重要です。

5 私どもの要望活動に対しては医師や学校関係者のみならず企業経営者やジャーナリストなど数多くの方からご賛同を得ており(添付資料2)、私がお願いした方で反対された民間の方、国会議員の方は一人もおられません。なぜ児童相談所は情報共有をしないのかと驚かれる方ばかりです。反対するのは、縦割りのまま他機関との連携を嫌がり今までどおりのやり方を続けたい役人とその役人の意向に応じてしまう一部の知事、市長だけです(香川県知事、神戸市長には直接お会いして要望しましたが拒否され、福岡県知事には面談を拒否され、東京都知事、千葉県知事からは面談の可否についてのお返事すらいただけません)。

大家族制、緊密な地域社会の崩壊により、家庭が密室化し、虐待増は今後とも不可避です。児童相談所だけで子どもを守ることなどできるはずありません。

子ども虐待は一つの機関で対応できるほど甘いものではなく、児童相談所のみならず市町村、警察、学校、病院、保健所等子どもを守ることができる多くの機関が情報を共有して連携しベストを尽くして、密室化した家庭の中にいる子どもを守るしかありません。児童相談所の案件抱え込みを直ちにやめさせ、「関

係機関が連携して頑張ろうーWorking Together」の理念(イギリス政府の児童虐待対応の基本理念)で取り組まなければならない、警察との全件共有はその第一歩にすぎません。縦割りのまま情報共有も連携もせず、それを一向に改めようとしない役人に任せていては何も変わりません。このような役所の不作為を改めさせ、虐待から子どもたちを守ることができるのは政治しかありません。

以上につき、何卒よろしくご賢察賜り、救えるはずの子どもたちの命をお救いいただきますようお願い申し上げます。

以上

(本件連絡先) NP0 法人シンクキッズー子ども虐待・性犯罪をなくす会 代表理事後藤啓二(弁護士、元警察庁企画官、内閣参事官) 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B
Tel03-6434-5995 fax03-6317-5298 kgoto@ab.auone-net.jp <http://www.thinkkids.jp/>

平成 30 年 7 月 20 日「政府緊急対策」の問題点

1 児童相談所から警察に対して情報提供することとされた対象が狭すぎる

政府緊急対策に「Ⅲ 児童相談所と警察の情報共有の強化」という項目は入れられたものの、児童相談所から警察に情報提供される範囲は、「虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報」等に限定された。これには大きな問題がある。

(1)「虐待による外傷があると考えられる事案」は共有するといっても、児童相談所の職員が確認できるのは、顔や腕など衣服に覆われていない箇所には傷がある事案だけで、腹部や背中、臀部などに傷ややけどを負わされている事案は分からない。顔に傷をつける親は衝動的に殴ってしまう親だが、腹部や背中などを傷つける親は、児童相談所や警察に虐待が露見しないように虐待を加えているもので、より悪質なケースである。しかし、政府の緊急対策では、このようなより親が悪質な子どもがより危険な状態にある事案は情報共有の対象とならず、警察はこのような危険な状態にある子どもを知らないままでいいとされてしまった。

(2)次に、「虐待による」という限定が付されているが、多くの事案で親は虐待による傷であることを否認し、ベッドから落ちた、勝手に転んだなどと虚偽の説明をし、児童相談所が虐待によるものかどうか判断できないケースが少なくないが、そのようなケースは警察と共有されないことになってしまう。しかも、児童相談所は傷があっても、子どもが「親からやられた」と訴える事案ですら、親が否定すれば「虐待でない」と判断することが多いことから(結愛ちゃん事件における香川県の児童相談所)、親による虐待であるにもかかわらず、親が否認し、児童相談所がそれを真に受けて、あるいは断定できないとして虐待と判断しない事案で、警察に連絡せず虐待死に至る事件が結愛ちゃん事件をはじめ多発している。平成 26 年 1 月千葉県市原市賢大ちゃん虐待死事件では、生後 2 ケ月で腕を骨折させられた賢大ちゃんにつき病院が児童相談所に通告したにもかかわらず、児童相談所は父親が否定し虐待とは断定できないとして(一時保護したが)警察に連絡せず、その後一時保護を解除し(その連絡も警察にはしないまま)、直後に父親に虐待死させられた。警察に連絡していれば父親による虐待と分かり、賢大ちゃんの命を救えた事案であるが、政府の緊急対策ではこのような案件が共有対象とされず、全く再発防止とならない。

(3)さらに、「ネグレクトがあると考えられる事案」という基準については、親が否定したら「ネグレクトとは断定できない」などと児童相談所が判断すると(これまでそういう例が多い)、極めて狭い範囲しか警察と共有されない。「性的虐待があると考えられる事案」についても同様で、父親が否定すれば性的虐待があるとは言い切れないと判断するのであれば、多くの事案が警察に通報されないままになってしまう。

(4)実際に本政府基準に準じた情報共有の基準を締結した東京都の警視庁に対する情報提

供件数は、児童相談所の把握した案件の 1 割弱程度で、依然としてほとんどの案件は抱え込まれたままである。

2 事件の原因を分析し、児童相談所の業務実態を踏まえたものとなっていない

(1) 結愛ちゃんを救えなかった最大の原因は、東京都の児童相談所が面会拒否という危険な兆候がありながら警察と連携せず放置し、香川県の児童相談所が医師からの虐待の通報を受け結愛ちゃんも父にたたかれたと説明しているにもかかわらず、両親が否定したことをもって虐待でないとして警察に連絡せず放置したことにある。再発防止策は起こった事件の原因を踏まえたものである必要があるが、このような事件の再発防止には、児童相談所の警察と情報共有も連携もしない案件抱え込みを止めさせることが必要であることは疑いない。それにもかかわらず、政府の緊急対策では私どもの求める全件共有と連携しての活動は盛り込まれなかった。事件の原因を分析し、それを踏まえた対策に全くなっていない。

(2) 次に、警察との全件共有と連携しての活動を進める先進的な府県を除き、東京都、千葉県など多くの児童相談所では「虐待には程度があり、程度の軽いものは警察と連携する必要はない」（平成 30 年 6 月東京都担当部長の都議会答弁）として、1、2 回の家庭訪問で「虐待なし」「緊急性低い」と判断することを正当化し、警察にほとんど情報提供せず。住民が高い心理的ハードルを乗り越えてかなりの根拠で通報する案件のほとんどを 1、2 回で「虐待でない」等と軽信しては、このような事案で虐待死が多発している実態にある。

また、けががあり、子どもが親に殴られたと言っても親が否定すれば「虐待でない」と判断し対応を打ち切り、危険な兆候見られても対応せず警察にも連絡しないというのが業務の実態である。親におもねる、逆らって怒られたくないという保身から子どもに危険が及ぶ対応を平気とする体質が色濃く（根底には親が怖い、逆らって怒られたくないとの心理）、その結果、結愛ちゃん事件など多くの救えるはずの子どもの命を救えない事件を繰り返している。面会拒否されれば安否確認せず、警察に連絡せず放置するのも、警察に連絡すれば親に「なぜ警察に連絡した!」と怒られるのではと懸念する保身からであり、十分な調査もせず独断で一時保護を解除する、解除後も家庭訪問せず警察にも連絡しないというのも、子どもより親におもねり、閉鎖的で他機関との連携を拒む体質に基づくものである。

以上のような業務の実態あるいは親を恐れて親に屈して子どもを危険にさらしてしまう児童相談所の体質のままだでは、職員を 2000 人増員しても全く業務の改善は期待できない。

一方、このような親を恐れて親に屈してしまう児童相談所職員の心理は、警察でない一般公務員であることから仕方がないことである。親に屈せず毅然と対応することを児童相談所の職員に求めることは酷であり不可能を強い、子どもを救えない結果をもたらすだけである（教育委員会や学校についても同様）。職員の親が怖い、怒られたくないという心理を理解しそれを踏まえた対策を講じなければならない。上記の職員の心理を踏まえると、児童相談所に案件を抱え込み単独で対応させると、どうしても親に屈して子どもを危険にさらす対応をとることになってしまう。子どもを守るには児童相談所に案件を抱え込まず、警察等他機関と情報共有し連携しての活動を取らせるしかない。政府の緊急対策は、

以上の児童相談所の業務実態、職員の心理を踏まえたものとなっておらず、引き続き職員に無理を強い、結果として子どもに危険をさらす対応を取ることを放置するものと言わざるを得ない。

主な賛同者の方々

[医師・病院関係] 日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、聖路加国際病院、山田記念病院、東京都医師会、東京都看護協会、日本精神科看護協会、救急ヘリ病院ネットワーク、辻野クリニック、つがわ歯科・矯正歯科、関口医院、千船病院

[学校・施設・行政関係] 全日本私立幼稚園連合会、岩城正光(弁護士・元名古屋市副市長)、成光学園、全日本教職員連盟、東京都小学校 PTA 協議会

[企業経営者] 後藤高志(西武 HD 社長)、安部修仁(吉野家 HD 会長)、鎌田伸一郎(セントラル警備保障社長)、嘉納毅人(菊正宗酒造社長)、堀義人(グロービス経営大学院学長)、坂野尚子(ノンストレス社長)、秋田正紀(松屋社長)、五十嵐素一(白洋舎社長)、岡本毅(岡本硝子社長)、菊池廣之(極東証券会長)、福田孝太郎(フクダ電子会長)、迫本淳一(松竹社長)、古賀信行(野村 HD 会長)、清野智(JR 東日本会長)、伊藤雄二郎(三井住友銀行副頭取)、岡部俊胤(みずほフィナンシャルグループ副社長)、大野剛義(治コンサルタンツ社長)、柘植康英(JR 東海社長)、三浦惺(NTT 会長)、佐藤茂雄(京阪電鉄最高顧問)、佐々木隆之(JR 西日本会長)

[ジャーナリスト] 櫻井よしこ、細川珠生、門田隆将、大宅映子

[弁護士・公認会計士] 岡村勲(全国犯罪被害者の会元代表幹事)、迫本栄二、國廣正、芝昭彦、深澤直之、今井健夫、南賢一、河端雄太郎、大澤寿道、川本瑞紀、田中俊平、森口聡、石川正

[その他] ひょうご被害者支援センター、山下泰裕(全柔連副会長)、牛尾奈緒美(明治大学教授)、四方修、神崎邦子、かづきれいこ、島田妙子、慎泰俊(リビング・イン・ピース代表理事)、矢満田篤二(元愛知県児童福祉司・社会福祉士)

(肩書きはご賛同当時 敬称略)